

特別基準の検査方法  
水道用減圧式逆流防止器

平成11年 4月26日制定  
平成22年12月22日改正  
平成24年11月12日改正  
平成25年 1月30日改正

項 目	検 査 方 法	摘 要
検査基準	水道用減圧式逆流防止器（JWWA B 134）による。 判定基準 検査の判定は、当該規格，特別基準の検査方法及び別表〔不適合の階級別欠点及び判定基準〕による。	
製品検査	製品検査 製品検査は、規格11.1の検査について行う。	
(検査設備)	検査設備 検査に使用する計測機器類は、社内規定に基づき、校正及び点検を実施しているものを使用していることを調べる。	検査の都度
(材料検査)	材料検査 規格11.1e)の材料は、各部の材料について、認証図面どおりであることを製造業者の成績書，又はその他の方法によって確認する。	登録番号ごとに1個行う
(耐圧性検査)	耐圧性検査 規格11.1a)の耐圧性は、規格9.4.1耐圧試験によって行い、耐圧部に漏れ，変形，その他の異常がないことを調べる。	付表5-1(致命)

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>第2逆止弁の逆流防止性検査</p>	<p><b>試験方法</b> 規格図1に示すような試験装置に供試器具を取り付け、内部の空気を排除し、JIS S 3200-1によって、一次側から1.75MPaの静水圧を加えて1分間保持する。</p> <p>なお、漏れ、にじみに限って空気圧によることができる。空気圧で行う場合は、0.6MPaの空気圧を加え5秒間保持する。ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、種類及び呼び径別に1個は水圧による試験を実施することとする。</p> <p><b>第2逆止弁の逆流防止性検査</b> 規格11.1b)の第2逆止弁の逆流防止性は、規格9.4.2の第2逆止弁逆流防止試験によって行い、中間室への漏れ、その他の異常の有無を調べる。</p> <p><b>試験方法</b> 規格図2に示すような試験装置に供試器具を取り付け、内部の空気を排除し、一次側及び中間室を大気圧にする。</p> <p>1. 二次側3kPaの場合</p> <p>その後、JIS S 3200-4に準じて、二次側から3kPa（水栓柱30cm）の静水圧を加えて、10分間保持する。なお、時間は1分間で行ってよい。</p> <p>2. 二次側1.5MPaの場合</p> <p>その後、JIS S 3200-4に準じて、二次側から1.5MPaの静水圧を加えて、1分間保</p>	<p>付表5-2(重)</p>

項 目	検 査 方 法	摘 要
(構造、形状及び寸法検査)	<p>持する。なお、漏れ、にじみに限って空気圧によることができる。空気圧で行う場合は、0.6MPaの空気圧を加え5秒間保持する。ただし、空気圧に替えて試験を行う場合、呼び径別に1個は水圧による試験を実施することとする。</p> <p>構造、形状及び寸法検査 規格11.1 c)の構造、形状及び寸法は、規格6.1の構造、規格6.2の形状及び寸法並びに認証図面どおりであることを調べる。</p> <p>測定器具 寸法検査は、JIS B 7502 (マイクロメータ)、JIS B 7507 (ノギス)、JIS B 0253 (管用テーパねじゲージ)、JIS B 0254 (管用平行ねじゲージB級ねじ用)又はこれらと同等以上の精度をもつものを用いて測定する。</p>	付表5-4(重)
(外観検査)	<p>外観検査 規格11.1 d)の外観は、規格箇所7外観について、内外面が滑らかで、割れ、錆、ひび、著しいきず、铸ばり、その他使用上有害な欠点がないことを目視によって調べる。</p>	付表5-2(重)
(表示検査)	<p>表示検査 規格11.1 f)の表示は、規格箇所12の表示及び品質認証業務規則に定める</p>	付表5-3(軽)

項 目	検 査 方 法	摘 要
<p>認証マーク</p>	<p>項目について、次の各項が鑄だし又は容易に消えない方法で明示されていることを調べる。</p> <p>a) 氷の記号</p> <p>b) 認証取得者名又はその略号</p> <p>c) 品質確認実施工場名若しくは製造工場が識別できる表示</p> <p>d) 呼び径</p> <p>e) 水の流れ方向を示す矢印</p> <p>f) 具備している性能項目が識別できる表示（規格番号）又は認証登録番号</p> <p>注1 b), c) の表示について、センターに届出されたとおりの表示をしていることを調べる。</p> <p>注2 c) の表示についてはセンター及び認証取得者が識別できればよい。</p> <p>注3 f) の表示については、包装等でもよい。</p> <p>品質認証マーク管理要綱による。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成10年10月1日から実施する。</p>	<p>検査の都度</p>

項 目	検 査 方 法	摘 要
	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成23年5月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成24年11月12日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この検査方法は、平成25年2月1日から実施する。</p>	

## 別表

## 不適合の階級別欠点及び判定基準

不適合の階級	検査項目	欠点の種類	判定基準
致命	耐圧性能	漏れ・変形・その他の異常	あるものは不可
重	形状・寸法	各部の寸法	認証図面どおりでないものは不可
		接続ねじ部	JIS B 0253（管用テーパねじゲージ）及び JIS B 0254（管用平行ねじゲージ）の B 級ねじ用に適合しないものは不可
	構造	各部の構造	認証図面どおりでないものは不可
	外観	割れ、錆、ひび・著しいきず、錆ばり	あるものは不可
	第2逆止弁の逆流防止性	中間室への漏れ、その他の異常	あるものは不可
軽	表示	誤表示 無表示	間違っているものは不可 表示のないもの、抜けているものは不可
認証マーク	記録		使用した時期の記録が確認できないものは不可
	表示		届出したものと同一でないものは不可
検査設備		校正、点検を実施しているものを使用していないものは不可	
材料		認証図面と異なるものは不可	